

令和5年11月定例会

小平・村山・大和  
衛生組合議会

日 時 令和5年11月16日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場



# 小平・村山・大和衛生組合議会

## 令和5年11月定例会

日 時 令和5年11月16日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

### 1. 出席議員（11名）

1番 佐藤 徹	2番 柴尾ひろみ
3番 外山まなみ	4番 三輪博美
5番 尾崎利一	6番 押本 修
7番 木戸岡秀彦	8番 中野志乃夫
9番 清水彩子	10番 鈴木 明
11番 高橋弘志	

### 2. 欠席議員（1名）

12番 藤枝奈々

### 3. 出席説明員

管 理 者 小林洋子	副 管 理 者 和地仁美
副 管 理 者 山崎泰大	助 助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 滝澤徳一	事 務 局 長 足立浩志
総 務 課 長 三野正彦	業 務 課 長 岩本尚史
建 設 課 長 小暮与志夫	業 務 課 主 査 小島 淳

## 議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 議案第10号 令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 議案第11号 令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第12号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

午前 9 時 3 0 分 開議

○議長【木戸岡秀彦】 皆様、おはようございます。

本日は開議時間を 3 0 分早めまして、9 時 3 0 分といたしましたので御了承願います。

ただいまの出席議員数は 1 1 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会 1 1 月定例会を開会いたします。

まず、議事に入ります前に申し上げます。本日、事務局より、業務課長補佐が欠席のため、業務課主査を説明員として出席させたい旨の申出がありましたので、御報告をいたします。

それでは、お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

## 日程第 1 会期の決定

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第 7 7 条」の規定により、議長から指名申し上げます。

2 番 柴尾ひろみ議員

6 番 押本修議員

10 番 鈴木明議員

以上、3 名の方をお願いいたします。

### 日程第 3 諸報告

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 3 「諸報告」を行います。諸報告につきまして、本年 7 月及び 10 月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果でございまして、お手元に配付しております、印刷物のとおりでありますので、御確認よろしくをお願いいたします。

### 日程第 4 議案第 10 号 令和 4 年度小平・村山・大和衛生 組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 4、議案第 10 号「令和 4 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第 10 号につきまして、説明を申し上げます。

令和 4 年度におきましては、引き続き、ごみ及び資源物の適正な処理とともに、新ごみ焼却施設の建設に取り組んでまいりました。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく可燃ごみ処理委託を引き続き継続し、組織市のごみ処理に支障がないよう取り組んでまいりました。

昨年度の組織市 3 市からのごみ、約 6 万 3,000 トンにつきまして、既存ごみ焼却施設や広域支援団体での焼却、不燃・粗大ごみ処理施設での破碎・選別

などの処理を行うとともに、4・5号ごみ焼却施設を中心に、機能維持と安定稼働を目的とした各種工事を実施いたしました。

また、資源物につきましては、組織市3市から、容器包装プラスチックとペットボトルを合計して約5,000トンを受け入れ、選別等の処理を行いました。

一方で、新ごみ焼却施設の建設に関しましては、3号ごみ焼却施設等の解体工事が完了し、新施設の地下部分を建設するための掘削工事や基礎工事等を行いました。

決算の概況といたしましては、歳入総額は58億2,399万9,146円、歳出総額は55億952万3,538円、実質収支は1億6,302万5,608円となりました。

以上が本案の概要でございます。詳細につきましては、事務局長より説明申し上げます。

なお、本案につきましては、去る10月19日に監査委員の審査を受けておりますので、その意見を添えまして、提案するものでございます。

よろしく御認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○事務局長【足立浩志】** おはようございます。それでは、よろしくお願いたします。

お手元に、「令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算書」及び「令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計決算附属書類」を配付してございます。

まず、決算書に沿いまして、説明申し上げます。

表紙から2枚おめくりください。歳入の決算状況でございます。ここでは、合計額を基に説明をいたします。

表の下段、歳入合計の欄を御覧ください。歳入合計は、予算現額の95億3,654万3,000円に対しまして、調定額及び収入済額がともに58億2,399万9,146円となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

ページを1枚おめくりください。歳出の決算状況でございます。

表の下段、歳出合計の欄を御覧ください。予備費を含めた歳出合計は、予算現額の95億3,654万3,000円に対しまして、支出済額が55億952万3,538円、翌年度繰越額が38億7,802万6,000円、不用額は1億4,899万3,462円となりました。

執行率は57.8%、翌年度繰越額を除いた執行率は97.4%、さらに予備費を除いた実質の執行率は97.6%で決算しております。

ページを1枚おめくりください。左のページはただいま申し上げました歳入総額、歳出総額と差引残額を記載したものでございます。

続きまして、歳入歳出の内容につきまして、説明いたします。ページを2枚おめくりいただき、1ページ、2ページをお開きください。

歳入でございます。別にお配りしてございます決算附属書類の9ページ、10ページに具体的な内容を記載してございますので、併せて御覧ください。

1款分担金及び負担金でございます。各市の分担金額は10%を均等割として各市3分の1ずつ、90%を令和2年度のごみ搬入量及び資源物搬入量の割合に応じて算出したものでございます。

次の2款使用料及び手数料、1項1目総務使用料は、組合敷地に設置されている電柱の土地使用料などでございます。当初予算8万7,000円のところ、収入済額は8万7,252円でございます。

次の3款国庫支出金、1項1目廃棄物処理施設整備費補助金は、新ごみ焼却施設整備に係る循環型社会形成推進交付金でございます。当初予算8億

3,750万8,000円のところ、令和5年度に施工する新ごみ焼却施設整備に係る交付金が、国の令和4年度分の補正予算により交付決定されたことにより、13億1,857万6,000円の増額補正をいたしました。なお、増額分は翌年度に繰り越しております。収入済額は8億3,750万8,000円でございます。

次に、4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、各基金の積立金利子でございます。当初予算34万3,000円のところ、定期預金による運用益により、88万8,000円の増額補正をいたしました。収入済額は123万2,196円でございます。

次に、5款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金は、当初予算で1億6,329万9,000円の繰入れを予定しておりましたところ、6款繰越金の増及び歳出の減等により、9,180万8,000円の減額補正をいたしました。収入済額は7,149万1,000円でございます。

同項2目施設整備基金繰入金は、新ごみ焼却施設の建設工事費に充当するものとして、当初予算では4億4,324万円を計上しておりましたところ、1号補正において、地方債の補助対象分の充当率が90%から100%に変更になったことに伴い、基金の取崩し額を1億3,880万円減額し、2号補正において、国庫補助金と同様の理由により、令和5年度分を令和4年度に前倒しで予算化したことにより、差引きで1,055万9,000円の増額補正をいたしました。収入済額は4億5,379万9,000円でございます。

ページ変わりました、3ページ、4ページをお開きください。

6款繰越金では、前年度の歳計剰余金の確定に伴いまして、8,167万8,000円の増額補正をいたしました。収入済額は1億167万8,746円でございます。

7款諸収入でございます。1項1目組合預金利子は、歳計現金から生じた預

金利子でございます。

次の2項1目雑入は、アルミくず、鉄くず等の売払い収入、容器包装リサイクル協会拠出金などがございます。容器包装リサイクル協会拠出金のほか、鉄くず等の売払いなどについて、1億1,585万円の増額補正をいたしました。収入済額は1億4,919万8,361円でございます。

8款組合債でございます。新ごみ焼却施設の建設に伴う起債でございます。当初予算17億8,020万円のところ、起債の充当率の変更及び令和5年度分の新ごみ焼却施設整備工事に係る国の交付金の交付決定に併せて、25億4,680万円の増額補正をいたしました。

なお、増額分のうち、24億800万円については、翌年度に繰り越しております。収入済額は19億1,900万円でございます。

以上が歳入の内容でございます。

次に、決算書の5ページ、6ページをお開きください。歳出でございます。

ここでは、決算書に沿いまして、当初予算額及び補正予算額などを中心に説明をいたします。決算附属書類に記載の具体的な事業内容及び成果につきましては、後ほど説明をいたします。

初めに、1款議会費は、議会の運営等に要した経費でございます。当初予算277万4,000円のところ、日帰りの行政視察としたことにより、36万5,000円の減額補正を行いました。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費は、職員の給料・手当等の人件費及び事務執行に要した経費等でございます。当初予算1億9,479万8,000円のところ、契約差金が生じたことや、えんとつフェスティバルの開催を中止したことなどにより、247万3,000円の減額補正を行いました。

次に、2目財産管理費でございます。施設の運営・管理に係る保険料、各種基金への積立金並びに小平市及び東大和市への借地料が主な内容でございます。

当初予算 9,631 万円のところ、前年度からの繰越金の増、容器包装リサイクル協会拠出金の積立て及び歳入歳出の調整としての、財政調整基金への積立ての増などにより、1 億 1,689 万 6,000 円の増額補正を行いました。

次に、7 ページ、8 ページをお開きください。3 目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会の負担金でございます。

2 項 1 目監査委員費は、主に監査委員の報酬でございます。

3 項 1 目余熱利用施設費は、こもれびの足湯の運営に伴います光熱水費、施設維持管理業務委託費等でございます。当初予算 705 万 5,000 円のところ、電気料金の値上げにより、8 万 6,000 円の増額補正を行いました。

次に、3 款塵芥処理場費でございます。1 項 1 目塵芥処理総務費は、業務課職員の旅費、研修参加費等でございます。

次に、2 目塵芥処理維持管理費でございます。施設の修繕・工事、原材料費、電気料等の光熱水費、最終処分場への焼却残渣の運搬等の業務委託、ごみ焼却施設等の運転業務委託など、ごみ処理業務全般の運転・維持管理に要した経費でございます。

当初予算 17 億 2,285 万 4,000 円のところ、電気料金及びガス料金の値上げにより、197 万 6,000 円の増額補正を行いました。

次に、9 ページ、10 ページにかけましての 3 目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の運転・維持管理に要した消耗品費、光熱水費、残渣の運搬、プラント運転等の委託料などでございます。

当初予算 2 億 8,281 万 4,000 円のところ、契約差金が生じたことなどにより、266 万 5,000 円の減額補正を行いました。

次に、2 項 1 目塵芥処理場建設費でございます。

新ごみ焼却施設の整備に関する経費でございます。当初予算 30 億 7,236 万 8,000 円のところ、歳入の国庫支出金で説明申し上げました令

和5年度に施工を行う新ごみ焼却施設整備工事に係る経費を令和4年度に前倒ししたことにより、38億7,677万2,000円の増額補正を行いました。

次に、4款公債費でございます。内容につきましては後ほど説明をいたします。

次に、5款予備費でございます。足湯施設内にある樹木がナラ枯れによる倒木のおそれがあることなどから、2款3項1目余熱利用施設費に69万2,000円を充当しております。

ページを2枚おめくりいただき、左側の11ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は3億1,447万5,608円。翌年度へ繰り越すべき財源は1億5,145万円、実質収支額は1億6,302万5,608円となります。

次に、ページを1枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。財産に関する調書でございます。

公有財産の(1)の土地及び(2)の建物につきましては、令和4年度での増減はございませんでした。

右側13ページの上段の表、物品につきましては、令和4年度での増減はございませんでした。

下段の表は、各基金への積立てによる増額、繰入金としての支出による減額の状況でございます。

次に、決算附属書類に沿いまして、令和4年度の主な事業及び成果を説明いたします。決算附属書類の11ページをお開きください。

(1)の処理事業でございますが、組織市3市から日々搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理を行うとともに、小型家電、金属類、破碎残渣などは、資源化を行いました。可燃ごみの一部については、令和3年度から、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく処理委託を行っております。

また、資源物中間処理施設に搬入された資源物を選別等をした上で、容器包装リサイクル協会に委託して、資源化を行いました。

(2) の施設対策といたしましては、4・5号ごみ焼却施設について、定期的な補修工事のほか、施設の安定的な稼働を目的とした各種の補修工事を行いました。

(3) の余熱利用施設につきましては、令和4年度の足湯利用者は、推計4万8,910人で行いました。また、開場して15年を迎えたことから、こもれびの足湯年末感謝祭を令和4年12月に開催いたしました。

(4) の新ごみ焼却施設の建設につきましては、3号ごみ焼却施設の解体工事が完了し、新ごみ焼却施設の地下部分を建設するための掘削工事や基礎工事などを行いました。

(5) の会議等の開催につきましては、ごみ処理施設周辺地域にお住まいの皆様との連絡協議会、資源物中間処理施設周辺地域にお住まいの皆様との運営連絡会などを開催いたしました。

(6) その他といたしましては、広報紙「えんとつ」「エコプラザスリーハーモニーNEWS」の発行などを行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、えんとつフェスティバル、施設見学の受入れ等は中止いたしました。

次に、13ページをお開きください。ページの下段の表を御覧ください。

こちらは過去3年のごみの搬入状況でございますが、下段の合計の搬入量の行の一番右の列の合計の欄でございますが、令和4年度は6万3,142.33トンで、令和3年度の6万5,017.17トンと比較して、2.88%、1,874.84トン減少しております。

続きまして、右側のページの上段を御覧ください。

こちらは資源物の搬入状況でございますが、令和4年度の容器包装プラスチ

ックとペットボトルを合わせました合計の搬入量は4,981.97トンで、令和3年度の4,985.23トンと比較して0.07%、3.26トン減少しております。

ページを2枚おめくりいただき、15ページ、16ページをお開きください。

1款議会費でございます。議会の開催では、定例会を2回開催するとともに、7月に行政視察を行いました。

2款総務費でございます。職員関係経費では、職員の給料等を支払うとともに、職員健康診断などを行いました。

17ページ、18ページをお開きください。広報啓発事業では、広報紙「えんとつ」「エコプラザスリーハーモニーNEWS」の発行を行いました。

住民協議機関の運営では、ごみ処理施設周辺にお住まいの方々との連絡協議会、資源物中間処理施設周辺にお住まいの方々との運営連絡会を開催いたしました。

地域共生事業では、例年、えんとつフェスティバルを開催しておりますが、令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

組合管理運営経費では、施設等維持管理のため清掃業務などを、また、機器等保守整備のため、消防設備法定検査業務などを委託しました。

次の財産管理事務では、小平市及び東大和市から借用している土地の借上料の支払い等を行いました。

19ページ、20ページをお開きください。

各基金管理運用事務では、3つの基金について積立てを行い、定期預金により管理運用をいたしました。監査委員費の出納検査及び決算審査では、出納検査を3回、決算審査を1回実施いたしました。

次に、足湯施設の管理運営でございます。足湯施設の施設管理・清掃業務の

委託、設備の補修、樹木の伐採などを行うとともに、足湯施設美化アダプトによって、植物の栽培などが行われました。また、12月にこもれびの足湯年末感謝祭を実施いたしました。

次に、3款塵芥処理場費でございます。ごみ処理事業でございますが、20ページ下段の表でございますとおり、修繕料で33件、工事請負費で16件の補修等を行いました。

21ページ、22ページをお開きください。22ページ上段の表の需用費、役務費は、ごみ処理事業に関連する諸経費の内容でございます。

中段の表、3委託料を御覧ください。処理・処分等委託料は、焼却灰の最終処分場への運搬などの廃棄物運搬等、破碎残渣などの再資源化、広域支援による可燃ごみ処理などでございます。

施設等維持管理委託料は、ごみ焼却施設のプラント運転などでございます。そのほか測定等の委託、機器等保守整備の委託がございます。また、令和4年度より、不燃・粗大ごみ処理施設の運営維持管理を委託しております。

23ページ、24ページをお開きください。資源物処理事業でございます。

24ページ上段の表の需用費、役務費は、資源物処理事業に関連する諸経費の内容でございます。

中段の表、3委託料を御覧ください。処理・処分等委託料は選別によって取り除いた残渣の中島町のごみ処理施設への運搬、容器包装リサイクル協会への再商品化委託でございます。施設等維持管理委託料は、プラント運転が主な内容でございます。そのほか測定等の委託、機器等保守整備の委託がございます。

4使用料及び賃借料は、事務用の複合機等の借上料でございます。

25ページ、26ページをお開きください。

3市共同資源化事業につきましては、組合と組織市との協議を行い、新ごみ処理施設整備事業につきましては、新ごみ処理施設建設工事及び同工事の工事

監理委託などを実施いたしました。

以上が、令和4年度の主な事業及び成果の概要でございます。

次のページ以降は、各種の参考資料でございます。

29ページ、30ページをお開きください。組合債の状況でございます。

上段の表を御覧ください。現在、起債をしておりますのは12件でございます。令和4年度償還額は、上から5件目までの元金及び上から10件目までの利子、合計して1億5,227万5,390円でございます。

右のページになりますが、未償還額は12件、合計で57億7,264万7,263円でございます。

左下の表は、借入額、年利率、借入先等の一覧でございます。

以上が、令和4年度一般会計歳入歳出決算の内容でございます。

**○議長【木戸岡秀彦】** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

**○1番【佐藤徹】** 御説明いただきまして、ありがとうございます。幾つか質問をさせていただきます。

まず、決算附属書類の12ページの(4)の新ごみ焼却施設の建設の下の②の環境影響評価手続についてお伺いをいたします。

これは環境に及ぼす影響について実測し、解析するため、令和4年9月30日に業者と契約を締結し、事後調査を令和4年10月1日から令和14年3月31日にかけて実施するという事で契約を締結されているのですが、これは法律に基づいて何か根拠があって、環境評価の手続について国のガイドラインといいますか、そういった基準に照らし合わせて、こういう契約をされているのかどうか、それについてお伺いをいたします。これは1点目です。

それから、2点目は、審査の意見書の中に、1ページの上段の5行目のところに、監査委員が、資金運用については、引き続き、先行きを一層注視し、安

全性及び流動性を確保した上で、効率的な運用を行うことを望むというふうに書いてあるのですが、手堅く定期預金で大方のをやっておられるということで、今日も配られた資料の明細に書いてありますけれども、利子も123万2,196円で、利息がついたということで、リスクなことはされていないと思うのですが、こういう定期預金的な、1年定期ですかね、こういう預け入れの方法しかないのかどうか。

効率的な運用という視点では、各市はいろいろ工夫して、金利が上がっていますから工夫されていますけれども、組合においてはどういう協議をして、今回この令和4年度はされたのか。そして、監査委員がおっしゃっている流動性を確保したというのは、手持ち資金も含めた支払いのことをおっしゃっているんだと思うのですが、その辺りも見立てをして、資金計画を立ててやっておられるのでしたよねという確認です。もっと運用先がいいのがあったんじゃないかということも含めてお伺いしたいと思います。

それから、車の話でちょっとお伺いします。車は今いろんな車を入れて12台ありますけど、これは将来的にはEV車等に切替えができる車があればそうされる予定があるのかどうか。つまり今普通車というのはガソリン車なのか、それともハイブリッド車なのか。12台お持ちですから、用途が分かれて細かく載っておりましたけれども、現状と今後の計画についてお伺いしたいと思います。

それから、令和4年度はコロナもあり難しい年ではありましたが、地域のいろいろな連絡会もされて、地元地域の中島町をはじめ、東大和市の近隣の方も含めて、手厳しい意見があったのかどうか、何か要望があったのかどうかお伺いしたいと思います。

それから令和4年度に、3市で基本的に可燃、不燃、粗大含めて足並みがそろったという理解をしているのですが、つまり家庭ごみの有料化とか戸別収集

も含めて、令和4年度はそろったんですね。今後これを受けて組合として市民の方に、ごみの分別も含めてお願いすること。どういったことがお困りなのか、こういう3市の足並みがそろったところで、各市民に対する組合としての要望があれば、お聞かせいただきたいと思います。

それからあと、課題として3市でそろえないといけないこと、どういうことが課題として残っているのかどうか。残っているのがあればどういうことが教えてください。

それから、細かいのですが、こもればの足湯でドクターフィッシュのセラピー体験をされたということで、このフィッシュは、終わった後はどうされているのか。どういう調達をしてどこかで飼育しておられるのかどうか、どういうふうに管理運営しておられるのか。

以上です。

**○建設課長【小暮与志夫】** まず、1番目の環境影響評価条例の手続についてでございます。こちらは東京都条例に基づいた手続でございます。この条例におきましては、事前にまず予測をして、評価をするということをいたします。新しい大きく環境に影響がある施設をつくる場合は、あらかじめ予測をして評価をするということをいたします。評価をした後、実際に工事が始まりますと、工事の施行中に関して、その予測の中にも工事の施行中、どのような影響があるかということも予測しておりますので、それが実際どうだったのかということを確認します。

最終的には施設の稼働後、工事が完了後、全ての工事が完了した後にその施設の影響がどうかということが評価するということになりますので、工事が完了する令和9年度以降、その後、また新しい施設が稼働した後、周辺環境を調査するということがありますので、この期間、長い期間になっているということでございます。

以上です。

○総務課長【三野正彦】 それでは、2点目の資金運用についてでございます。

こちらにつきましては、主に新しいごみ焼却施設の建設に当たりまして、施設整備基金を積み立てております。平成15年から令和3年度の19年間、積み立てておりまして、積立額としては、約33億円ほどございました。

こちらにつきましては、現在、工事が始まっておりますので、その積み立てた基金を使う時期に入っておりますので、工事業者にお支払いする額等もございますので、流動性の観点から、現在のところ、定期預金による運用としております。

今後につきましては、安全性、流動性も確保しながらというようなどころのお話ございましたけれども、定期預金を基本としながらも、国債の価格等、利率等も上がっておりますので、そういった国債による運用、こういったところも後々は検討していきたいと考えております。

続きまして、3点目の車両の関係でございます。現在、車両は、ガソリン車ということになっております。新ごみ焼却施設が令和7年10月に稼働いたしますと、発電を行いまして、この焼却施設の構内につきましては、自家消費というような形で電気を使用することを考えております。

これに伴いまして、車両につきましても、順次EV車、電気自動車に入替えをするような形で、検討を進めているところでございまして、古くなった車両からそういった当組合で発電した電気が使えるような形で検討していきたいと考えております。

それと4点目の地域連絡協議会の関係でございます。地域連絡協議会につきましては、令和4年度は2回開催をしております。この中では、やはり今現在工事を行っておりますので、その工事車両に対する安全対策ですとか、あと特に松の木通りをはじめとした周辺の道路補修の関係、また、これはいい意見に

なるのかもしれないですけど、新しいごみ焼却施設につきましては、市民に親しまれるような施設にしてほしいというような要望が出ております。

また、地域の方の理解を深めるためにも、この地域連絡会協議会の終了後につきましては、工事現場を随時案内しながら、要望をお伺いしているというような状況でございます。

以上でございます。

○業務課長【岩本尚史】 それでは、4点目の地域との話合い、東大和市にあります資源物中間処理施設運営連絡会の状況です。こちらも2回開催いたしまして、地域の方と連携、情報交換等をしているところでございます。

意見に関しましては、臭気に関して引き続きしっかりとやってほしいというところで、その辺りも確認をしてほしいということがございますので、今後も意見交換や確認等をしてまいりたいと考えております。

5点目の、3市のここで足並みがそろったということでございますが、有料化もそろいましたので、今後は、組合として引き続き分別マナー等、周知徹底をしてまいります。組合の広報紙やホームページ、また、各市に取組のお願いをするとともに、組合として展開調査等も随時行うことで、チェック体制も図りながら行ってまいりたいと考えております。

6点目の、3市の課題ということでございますが、定期的に3市で話し合う場等もございますので、時代の流れも見ながら、ごみの減量また資源化というところで、循環型社会形成に向けて組合としても取り組んでまいりたいと考えております。

7点目の足湯のドクターフィッシュのことでございます。こちらにつきましては、令和4年度は8月と12月、2回に分けて、イベントとして実施をしてまいりました。イベント後は水槽で飼育をしているところでございます。

以上でございます。

○1番【佐藤徹】 ありがとうございます。そうしましたら最初の環境の影響の評価については、都の条例に基づいてということでクリアしていると。そして、令和9年度以降がやっぱり大事になってくるということなので、令和14年になっていますけども、5年で終わるかどうかにしても、今後、場合によっては延びることもあるということですか。

それから、正確な数字とかデータは私は持ってないんですが、今度新しくできるごみ処理施設の環境に与える影響が、現在、立川で稼働している新しいごみ処理施設に劣るとか、そういうことについて何か御意見が組合のほうに寄せられているのかどうか。具体的に何かお声が上がっているのかどうか、もしあれば教えていただいて、お示しできるような根拠があればその件についても教えていただければと思います。

それから資金の運用については、まず安全性が大事だと。支払うことができる流動性のところで、これから支払いがどんどん始まりますが、それは物すごく大事だということをわきまえた上で、さっき国債の話もありましたよね。預けられるところがあれば、それを購入されるかどうかも含めて、これについては検討、チャレンジするとか、これはほかの組合あるいは他市の状況も見ながら、慎重に検討していただければと思います。特にこうしたほうがいいとかいうのはありませんので、それも視野に入っているということを聞きましたので、分かりました。

車については、これは現実的にそうすると発電するというので、EV車に差し込むものも含めてされるということであれば、これからEV社会に仮になった場合に、組合としては将来を見据えて、ほかの電気自動車を利用されている市民の方にも開放されるぐらいなお気持ちでされるのかどうか。あくまで、組合の車だけになるのか、その辺りはどういうところで取組をされるお考えか。せっかくですから何か普及促進につながるようなことができればと思いますが、

お考えがあれば伺いたします。

中島町の今の松の木通りの状態も含めて、11トン車が2台交差できないぐらい狭いところを青梅橋の交差点に抜けないといけないという実情がありますので、これが令和9年度以降も続くのかどうか、恐らく続くんだろうと思いますが、特に工事の車両は今も通行していますし、一段と配慮していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あとは3市の中でも、1人当たりのごみの量もそれぞれ値に差が出ていますので、その辺りも見ていただきながら、組合として、指導することはしていただいて、もちろん市民の方に広報紙を使って、分別のところを含めて広報されることは大事だと思うのですが、結果として数字が出ますから、数字から見えることについては、3市に発信をしていただきたいというふうにも思いますが、その辺りについての見解を伺っておきたいと思います。

**○建設課長【小暮与志夫】** まず、環境影響評価についてでございますが、新しく、今回の工事が完了するのが令和9年度末、令和10年3月31日でございますけれども、その後、この環境影響評価は四季調査と言いまして、1年間をかけて環境影響の調査をしてまいります。

その期間が少しかかりますので、それから、データを評価して、届出をしていくということになりますので、その期間がかかり、この令和13年度までということで予定をしております。これにつきましてはその予定どおり進めてまいりますので、延びるということはないというふうに考えております。

それから、立川市との差ということなんですけれども、こちらについては、直接これに関して、何か意見をいただいたということはございません。新しい施設におきましては当然ではございますけれども、現在の法規制値、排ガス等の法規制値を満足する、さらにはそれよりも自主規制値を設けまして、安全に操業していくという施設となってございます。

それから、松の木通りの通行に関してでございますけども、現在やはり工事車両が多くて、いろいろ御迷惑をおかけしているところでございます。工事に関しましては令和9年度に終了しますので、工事関係車両につきましては、その時点でなくなるということになりますので、あとは通常の操業の車両が中心になってまいります。

その間、工事期間中は十分注意をして、常日頃、業者のほうにも指導しながら、安全に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○総務課長【三野正彦】 車両についてでございます。現在予定しておりますのは、組合の所有している車両を対象といたしまして、コンセント、電源につきましても、家庭用の200ボルトですとかそういったものを予定しておりますので、地域に開放というところまでは、現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

○業務課長【岩本尚史】 3市のごみ減量に伴う組合としての取組でございますが、議員おっしゃられるように、数値化で見えるところが出てきた場合は、今現在も各市、様々な工夫をして取り組んでいただいておりますので、ぜひ組合としても、その辺りは情報発信できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 今の点に少し補足をさせていただきます。

組合としましては、情報の発信は当然大事でありますので、今広報紙「えんとつ」を3市に全戸配布を始めております。その中で情報提供をしています。

それからホームページの改修等も考えております。その中で、様々な手法を用いて、3市の市民の皆様の間いに答えられるようなものをつくり上げてまい

りたいと考えております。そのようなことを通じて組合の情報も大きく外に出していければと考えてございます。

以上でございます。

**○1番【佐藤徹】** テレビの報道でもあったと記憶しているのですが、3市の1人当たりのごみ量というのは、全国的にもすごく少ないということで、これは組合を含めて市民の方の御努力のたまものだと思うのですが、10番以内に入っている市があると、全国ですよ。これについてどういう評価されているか、最後にそれを伺っておきたい。

**○事務局長【足立浩志】** 全国的に東京都はごみが少ないということがまずあるのですが、分別も含めて東京都内では、いろいろな施策を従来からやってきております。その効果が今表れているのかなと思います。それに併せて、東京都には大企業がたくさんありますので、企業の皆様も減量に向けて、いろんな努力をされています。そういうことが合わさって、東京都のごみ量が年々減ってきているものと考えております。

以上でございます。

**○議長【木戸岡秀彦】** ほかに質疑ございますか。

**○5番【尾崎利一】** 決算附属書類の12ページの、今、他の議員からも御質疑あったところですけども、会議等の開催のところ、①、②、③ということが出ています。それで工事車両のことや道路補修のことなどが出されたという話と臭いの確認ということで、臭気の問題が出たということでしたけれども、それぞれもう少し詳しく、いろんな御意見が出されて、課題としてどういう課題があるという認識を持っているのか。それから出された意見に対して、幾つかどのような対応をされたのかということです。新ごみ焼却施設の建設の最中でもあるので、工事そのものに対する御意見もあるでしょうし、それから、施設そのものに対する意見。これはごみ焼却施設や中間処理施設そのものについて

でも何か意見が出ていれば伺いたいと思います。

それから、③のところの組織市3市との会議ですけれども、これはどういうメンバーで行って、どういう内容だったのか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

**○総務課長【三野正彦】** まず、会議等の開催の①の中島町地域の連絡協議会でございます。

建設工事車両の安全対策ですとか、そういった話がございまして、組合といたしましては、誘導員の配置ですとか注意喚起の看板を設置して、万全な安全対策を施しているところでございます。引き続き、建設事業者と連携をしながら、安全対策を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○業務課長【岩本尚史】** 2点目の中間処理施設で、先ほど私のほうから臭気という話をして、少し御心配をかけてしまったのですが、中身としましては毎年検査もしておりますし、基準値も満たしているものでございます。

ただ、運営連絡会に参加された方々からは、今後古くなってきたときに心配だとのお話がありましたので、引き続き毎年検査を実施する中で、また、その辺りの調査の方法も検討してまいりたいという話をさせていただいているところでございます。

あと3点目の3市の話でございますが、こちらは3市の係長職、組合のほうで集まりまして、例えば年末年始のごみの処理の扱いですとか、施設に不適切物が投入されているようなこともございますので、その辺りの対応、また情報共有を図るといようなものでございます。

以上でございます。

**○5番【尾崎利一】** ありがとうございます。今、誘導員の配置とか看板の設置とかというお話ありましたけれども、周辺の皆さんの御要望にきちっと対応

されているということで、引き続き、丁寧な対応を求めたいと思います。

それから、これは意見ですけれども、先ほど基金の運用の問題で、私としては国債などについては、非常に今不安があるというふうに考えていますので、慎重な運用を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

○業務課長【岩本尚史】 申し訳ございません。先ほどの追加の答弁をさせていただきたいと思います。

③の組織市3市との会議というところでは、係長級の会議もございしますが、部課長級の会議、調整部会というものもございします。補足をさせていただきます。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございますか。

○3番【外山まなみ】 一般会計決算附属書類の28ページにあります3款塵芥処理場費の10節需用費の不用額についてなんですが、先ほど来、電気料が上がったため増額をするというものがあつた中で、こちらに関しては電気料金等の見込みが下がったためということの不用額なんですが、こちらの経緯をお伺いしたいと思います。

あともう1点ですが、決算書の10ページ、5款予備費の1目予備費の備考にございます第2款の総務費へお入れしたということですが、こちらは総務費のどういった部分に入っているのか、その2点を伺いたしたいと思います。

○業務課長【岩本尚史】 附属書類の28ページ、不用額の中で、3款1項1目塵芥処理のところでございます。需用費の中で、2,285万5,630円の不用額が出ているというところでございますが、こちらにつきましては、実際、電気料金が令和4年2月のロシアのウクライナ侵攻等の影響によりまして、海

外からの調達コストが非常に上がっております。

そういったところで、一旦増額補正をさせていただいたんですが、その後、国から補助が令和5年2月から入ってくるという中で、当初見込んだ金額よりも少なく済んだというところで、そういったものが主な金額でございます。

ほかに、このほか、不用額2,285万5,000円の中には、消耗品費でキレート剤や尿素の購入単価が見積額より低かったために発生したものでございます。

以上でございます。

○総務課長【三野正彦】 予備費の件でございます。こちらにつきましては、余熱利用施設、足湯の關係に予備費を利用いたしました。大きく2つございまして、1点目は委託料の關係でナラ枯れ、足湯の構内にある樹木が一部ナラ枯れを起こしましたので、その伐採に要する経費が主な内容でございます。

もう一つは原材料費でございまして、使用している温度計の調整バルブ等の交換、購入のために、予備費を利用させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございますか。

○2番【柴尾ひろみ】 環境測定を行っているのですけれども、この環境測定の回数は、年に何回行っていますか。あと、地域連絡会での意見交換や地域周辺の方には「えんとつ」やホームページなどでいろいろ周知はしているのですけれども、地域周辺の人たちは焼却場が近くにあるということで、やはりもっと情報を知りたいと思ったら、個別にいろんな報告とかは行っているのでしょうか。

以上でお願いいたします。

○建設課長【小暮与志夫】 環境測定ですけれども、地域、周辺環境ということというふうに考えますと、ダイオキシンの測定を年2回行っております。それ

から、煙突から出る排ガスに関しては、焼却炉の操業状況によって変わってきますけれども、おおむね2か月に1回程度、測定をしております。測定データに関しましては、連絡協議会におきましてその都度一覧表にまとめまして、報告をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○業務課長【岩本尚史】 地域住民の方の意見の収集ということでございますが、東大和市にあります資源物中間処理施設の運営連絡会は、敷地から半径200メートルの範囲にある搬入道路を主に利用していると思われる対象の9団体の方に、事前に開催の場合にはお声かけをするという中で、開催させていただいております。また、結果につきましてはホームページ、その他の情報も、関係団体にはお伝えをしているところです。

以上です。

○事務局長【足立浩志】 補足させていただきますが、地域連絡会は年に2回とか3回とか、間の期間が長い場合もありますので、その中で急な案件、例えば新たな工事を行うとか、そういうことがあった場合には個別に会長、副会長に連絡をとって、情報は出すようにしております。

以上でございます。

○2番【柴尾ひろみ】 この測定回数というのは2回で、ずっと継続してやっているのでも大体分かると思うのですけれども、年に2回で十分なのかどうか、排ガスの検査も十分であるかどうか。また、例えば測定値が上がったときに、何か対策を行っているのでしょうか、お願いいたします。

○建設課長【小暮与志夫】 各種の測定におきましては、通常どおり、通常運転をしている状態で測定しております。その結果を確認するというしております。当然のことながら、基準値以内ということにはなっておりますけれども、超えた場合は、原因を追求していくということで考えてございます。

以上です。

○2番【柴尾ひろみ】 近隣に住む人は、いろいろ心配はしております、なるべく分かりやすい広報を心がけていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第10号「令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで御報告をいたします。武蔵村山市の藤枝議員から欠席の申出がありました。

## 日程第5 議案第11号 令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)

○議長【木戸岡秀彦】 日程第5、議案第11号「令和5年度小平・村山・大

和衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第11号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、ただいま御認定いただきました、令和4年度一般会計歳入歳出決算剰余金が確定いたしましたことなどにより補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ8,154万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億4,554万3,000円とするものでございます。

また、来年度の早々に実施する、既存ごみ焼却施設の補修工事のほか、新ごみ処理施設整備運営につきまして、資材価格の高騰などによるインフレスライド条項に基づく契約額の変更をするため、債務負担行為を新規に設定いたします。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 それでは、お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

右のページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,154万3,000円を追加し、予算総額を28億4,554万3,000円とするものでございます。

また、第2条に記載のとおり、債務負担行為を新規に設定するものでございます。

ページを2枚おめくりください。左側のページ、第2表債務負担行為でございます。

5号炉耐火物補修工事でございますが、既存ごみ焼却施設5号炉の破損している耐火物の取替えを行うものでございます。こちらは来年度の早々、4月から5月までの間に、焼却炉の停止期間を設定し、補修工事を実施いたします。このため、今年度内に契約を締結し、工事の準備を進めることができるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、新ごみ処理施設整備運営 令和5年度インフレスライド適用運営委託分は、不燃・粗大ごみ処理施設の運営維持管理について、新ごみ処理施設整備運営 令和5年度インフレスライド適用工事請負分は、新ごみ処理施設の建設工事について、それぞれ受注者から、資材価格の高騰などによるインフレスライド条項の適用について申入れがあり、これを受けた協議を進めてまいりました。その結果、来年度以降分の契約額の変更が見込まれるため、債務負担行為を新規に設定するものでございます。

ページを3枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、歳出補正額合計8,154万3,000円と均衡させるため、財政調整基金からの繰入額を減額するものでございます。

6款繰越金でございますが、補正前の額の欄にございます2,000万円は、令和4年度の剰余金として繰越しを予定していた当初の歳入額でございます。

一方、剰余金の確定額は1億6,302万5,608円ございましたので、当初予定額の2,000万円と確定額との差について、1,000円未満を切り捨てた1億4,302万5,000円を増額するものでございます。

次に、ページを1枚おめくりください。歳出でございます。

2款総務費、1項2目財産管理費でございますが、24節積立金につきまして、令和4年度からの繰越金の2分の1の額及び令和4年度の容器包装リサイ

クル協会拠出金の確定に伴い、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

補正額としては、8,154万3,000円を計上してございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

○5番【尾崎利一】 補正予算書の第2表債務負担行為のインフレスライドのところですが、運営委託費分で9,868万5,000円、それから、施設整備運営で14億2,120万円。多額に上るのでいろいろ御説明もいただきました。それで幾つか伺いたいと思います。

1つは運営委託費のところ、内容としては人件費で6,237万1,000円、電気料金で1,121万4,000円、補修費で2,266万5,000円、その他で243万4,300円ということで御説明いただいていますけれども、この金額の根拠と申しますか、具体的な内容が一つ。

それから、増加率0.6%というふうになっていますけれども、一方で、改定条件は1.5%というふうになっていて、これは矛盾するのか、しないだろうと思いますけれども、ここの点、御説明いただきたいと思います。

それから、この運営費分については、具体的な内容を最初に伺いましたけれども、計算式で自動的に確定するというので考えていいのか、その点を伺います。

それから工事請負費については、増加率が4.7%ということで御説明いただきました。この増加率は、増額の金額を当初契約額で割って出していますけれども、インフレスライド上昇率という観点で言うと、残工事費を分母としてやる必要がある、すべきなのではないかというふうに考えるんですけれども、そうすると4.7%ではなくて5.6%ということになるのですが、そこら辺についての御意見を伺いたいと思います。

それから、これら直接工事費で5.7%、諸経費で4.8%。直接工事費の中

でも土木建築工事については、残工事との関係で言うと12.2%増額すると。こういう率と金額が適正だと評価できる根拠について伺いたいと思います。特に土木建築工事が12.2%と高くなっていますので、そこら辺について伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

**○業務課長【岩本尚史】** 補正予算書の第2表、債務負担行為のインフレスライドの運営費委託分に係るものでございます。

金額の根拠、内訳ということでございますが、改定条件がプラスマイナス1.5%ということでございますので、主な変動率として人件費は1.76%、電気従量料金は48.81%、補修費は2.27%、その他10項目ございますが、こちら全て1.82%となっております。

2点目の増加率0.6%という数値と、この改定条件が1.5%の違いというところでございますが、この0.6%は運営費総額、こちらには現在建設中の令和7年10月稼働予定の新ごみ焼却施設の委託費も入っておりますので、総額としては、この新ごみ焼却施設分と現在稼働中の今回対象となる不燃・粗大ごみ処理施設、両方が入っているところから影響額としては、0.6%という数値になっております。

今回対象となる、令和4年度から先行して運営委託している不燃・粗大ごみ処理施設に係る影響額、令和4年度から27年度だけを見ますと、増加率は2.9%となっております。また、考え方としましては御指摘のとおり、これらの対象項目の合算したものとなっております。

以上でございます。

**○建設課長【小暮与志夫】** インフレスライドの工事分について御説明をさせていただきます。

工事の増加率として、もともとの契約額に対してどのくらい増加したかとい

うことで表現させていただきまして、組合としましてはその観点をもちまして、この数字を4.7%という表現をさせていただきました。

一方で、残工事分に対するインフレスライド分の影響度合いを見るためには、議員おっしゃるとおり残工事分に対しての比率ということの観点も必要かと思えます。そのような観点で見ますと5.6%の上昇ということになってございます。

それから個別に見てみますと、土木建築費のところの増加率の度合いが高いという御指摘でございますけれども、この要因に関しましては、今回の組合の建設工事におきましては、特に資材の高騰が著しい鉄骨や鉄筋、コンクリートなどの使用数量が多いため、工事費として積み上げ算出をした結果、影響の度合いが高くなっていると、こういったものでございます。

スライド額を検討するに当たりましては、今後予定している残工事に対しまして、工事の数量というのは変わらないのですけれども、単価が上がっており、その単価を中心に見てまいります。こちらが当初の令和2年と比較しまして、令和5年がどのくらい上がっているかというふうに見て、最新の単価、令和5年の単価を求め、使用し、計算をし直しております。

新しい単価につきましては、全数量について確認をしておりますので、そういった観点につきましては、上昇時点については工事の内容、各材料の使用数量によって変化、変動してきますので、工事内容等を勘案しまして大きく乖離がしない、そういった状況を確認しております。そのような状況を判断しておりますので、増額につきましては、組合として妥当だというふうに考えております。

以上です。

○5番【尾崎利一】 御答弁ありがとうございます。

それで工事請負費分のところで、日銀が示す国内企業物価指数等で、そうい

う幾つかの指標があって、それに基づいて計算するというふうになっていますので、そこら辺の内容も含めてちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○建設課長【小暮与志夫】 先ほど申し上げました資材、特に鉄筋やコンクリートの資材が高騰しているというところを申し上げましたけども、特に、具体的に説明させていただきますと、日銀が示す指数によりますと、生コンに関しては20%ほど増加しております。そのほか、鉄骨につきましては、組合で確認しているところによりますと、56%増加をしている状況でございます。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

○1番【佐藤徹】 そうしましたら、5号炉の耐火物の補修工事の債務負担行為をされているのですが、これは4号炉、5号炉ともに炉の火が令和7年9月から10月に落ちると思うんです。いつ炉の火が落ちるのか、そして、2年間頑張ってもらわないといけないですよ。4号炉・5号炉で何かあったらもう大変なことなりますから、今回の耐火物補修工事も含めて、これはもう大丈夫なんですよねという確認ですね。その見通しをまず伺います。

○業務課主査【小島淳】 令和7年9月まで、4・5号焼却施設を保全スケジュールによって、安定的に処理するために計画的に補修工事を進めていく。また、日々の運転管理の中でも、しっかりと見極めながら補修を進め、令和7年9月までしっかり稼働できるように、整備はしていくことで考えております。

以上でございます。

○1番【佐藤徹】 今、答えていただきましたけれども、炉の火が落ちるのはいつなのかということと、それから令和10年3月31日、令和9年度末の状態というのは、今の4号炉、5号炉のところはもう整備されて、駐車場とか、あるいはグリーンの形で煙突もなくなるという、そういうイメージでいるのですが、そういうことでよろしいですか。今の煙突が令和9年度で全部なくなっ

て、新しく駐車場等整備されると思うのですが、そういう状態で令和9年度末を迎えるという、そういう理解でいいですか。

○建設課長【小暮与志夫】 まず4・5号炉の焼却を止める日程なんですけども、実際には新しい焼却炉が令和7年10月から本格稼働します。ただ、その本格稼働前に負荷運転、実際にごみを入れて負荷運転などを行っていきますので、令和7年10月以降は、4・5号炉は稼働はしないということは確実なんですけども、その前段で、負荷運転をするときごみを新しい焼却炉に入れていきますので、そのごみ量との兼ね合いによって、少し早く止める可能性はありますが、それも数か月という単位で前倒しで、4・5号炉のほうは火を止めるという可能性は残されておりますけども、これはまだ今後、詳細の試運転計画とか、そういったところを踏まえまして考えていきたいと思えます。

それともう1点の工事の完了ですけども、こちらおっしゃるとおり、令和9年度末に関しましては4・5号炉も全て解体、新しい管理棟ができて、駐車場も整備されて、外構も全て終わっていると、そういうような状況です。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第11号「令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の

方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第6 議案第12号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

○議長【木戸岡秀彦】 日程第6、議案第12号「東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第12号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、東京たま広域資源循環組合から、職員の権利利益の保護と、公平公正な人事権行使の保障を図るため、令和6年4月1日から東京都市公平委員会への加入の依頼がありましたことから、共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について、提案するものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第12号「東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 木戸岡 秀彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 柴 尾 ひろみ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 押 本 修

小平・村山・大和衛生組合議会議員 鈴 木 明